

○飼料の公定規格の一部を改正する件

○農林水産省告示第一一四一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月九日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

- 1 (略)
2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量
(略)

フィターゼの種類	算出方法
(略)	(略)
同(139) フィターゼ(その2の(1))	飼料1kg当たり1,000フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.15 ただし、平成15年3月27日付け官庁報告により公表のあった 組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受け たものにあつては、以下を適用する。 飼料1kg当たり1,500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.1
(略)	(略)
同(139) フィターゼ(その2の(4))	(略)
同(139) フィターゼ(その2の(5))	飼料1kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.14

- 3 配合飼料の可消化養分総量の値
(略)

原料名	算出方法
(略)	(略)
(略) 家きん処理副産物(チキンミール) 血しょうたん白 肉骨粉(ミートボーンミール) (略)	(略)
肉骨粉(豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製 造したもの)	当該原料の各成分量に別表第3の「肉骨粉(ミートボーン ミール)」、「肉骨粉(豚肉骨粉、ボークミール)」及び 「家きん処理副産物(チキンミール)」の消化率をそれぞれ 原料比率に応じて乗じ、合計した値を用いる。
(略)	(略)

- 4 配合飼料の代謝エネルギーの値
(略)

- (1) (略)

改正前

第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

- 1 (略)
2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量
(略)

フィターゼの種類	算出方法
(略)	(略)
同(139) フィターゼ(その2の(1))	飼料1kg当たり1,500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.1
(略)	(略)
同(139) フィターゼ(その2の(4))	(略)
(新設)	(新設)

- 3 配合飼料の可消化養分総量の値
(略)

原料名	算出方法
(略)	(略)
(略) 家畜処理副産物(チキンミール) 血しょうたん白 (略)	(略)
肉骨粉(豚及び家きんに由来する原料を 製造工程の原料投入口で混合して製造し たもの)	当該原料の各成分量に別表第3の「肉骨粉(豚肉骨粉、ボーク ミール)」及び「家きん処理副産物(チキンミール)」の 消化率をそれぞれ原料比率に応じて乗じ、合計した値を用い る。
(略)	(略)

- 4 配合飼料の代謝エネルギーの値
(略)

- (1) (略)

原料名	算出方法
(略)	(略)
家きん処理副産物 (チキンミール) 肉骨粉 (ミートボーンミール) (略)	(略)
肉骨粉 (豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造したもの)	次の(2)式により求めたGEに別表第3の「肉骨粉 (ミートボーンミール)」、「肉骨粉 (豚肉骨粉、ボークミール)」及び「家きん処理副産物 (チキンミール)」の代謝率をそれぞれ原料比率に応じて乗じ、合計した値を用いる。
(略)	(略)

(2) (略)

原料名	算出方法
(略)	(略)
家禽処理副産物 (チキンミール) (略)	(略)
肉骨粉 (豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造したもの)	次の(2)式により求めたGEに別表第3の「肉骨粉 (豚肉骨粉、ボークミール)」及び「家きん処理副産物 (チキンミール)」の代謝率をそれぞれ原料比率に応じて乗じ、合計した値を用いる。
(略)	(略)

(2) (略)

別表第3 可消化養分総量及び代謝エネルギー

原料名	畜種	栄養価(原物中)			消化率				代謝率	備考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗たん白質	粗脂肪	可溶無窒素物	粗繊維		
(略)										
4. 動物質性飼料 (動物体に由来するたん白質を主成分とするものをいう。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
脱脂粉乳	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
肉骨粉(ミートボーンミール)	鶏	94.3	—	2,430	79	80	0	0	61.1	C Pがおおむね50%のものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
	豚	94.3	63.1	—	83	89	0	0	—	
	生	—	—	—	—	—	—	—	—	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)										

別表第3 可消化養分総量及び代謝エネルギー

原料名	畜種	栄養価(原物中)			消化率				代謝率	備考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗たん白質	粗脂肪	可溶無窒素物	粗繊維		
(略)										
4. 動物質性飼料 (動物体に由来するたん白質を主成分とするものをいう。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
脱脂粉乳	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)										

附 則

この告示は、公布の日から施行する。